

松戸市教育委員会会議録

令和3年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

令和3年3月臨時会

開 会	令和3年3月25日 (木) 午前9時30分	閉 会	令和3年3月25日 (木) 午前11時20分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 市場 卓	○	委 員 武田 司	○
	委 員 中西 茂	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和3年3月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	学校教育部 審議監	大淵 俊介	23		
4	教育企画課 課長	菊地 治秀	24		
5	” 専門監	川野 康仁	25		
6	” 課長補佐	大西 真	26		
7	” 課長補佐	渡辺 貴生	27		
8	” 主幹	永淵 智幸	28		
9	” 主査	武田 茂	29		
10	” 主査	杉本 政裕	30		
11	” 主任主事	島村 仁美	31		
12	” 主事	金子 悟	32		
13	教育財務課 課長	大川 典昭	33		
14	” 課長補佐	松村 弘美	34		
15	生涯学習推進課 課長	藤谷 隆	35		
16	学務課 課長	近松 真哉	36		
17	” 課長補佐	鈴木 俊世	37		
18	指導課 課長	吉野 桂子	38		
19			39		
20			40		

令和3年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和3年3月25日（木） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

令和3年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第55号

松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(生涯学習推進課)

② 議案第56号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について (学務課)

③ 議案第57号

松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について (指導課)

④ 議案第58号

松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
(教育財務課)

⑤ 議案第59号

松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改
正する訓令の制定について (教育企画課)

⑥ 議案第60号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申出があります。

今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたします。傍聴の方は既に別室に入室されております。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

◎開 会

教育長 ただいまから令和3年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

市場委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎報 告

教育長 議題に入ります前に、新教育委員をご紹介します。

このたび山田達郎前委員の任期満了に伴い、中西茂委員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得、本日3月25日付にて市長より任命をお受けになりました。先ほど任命式を行ったところですが、任期は令和7年3月24日までの4年間となります。

中西委員は、読売新聞社の記者・論説委員等としてご活躍され、また、文部科学省の中央教育審議会専門委員なども歴任されてこられました。現在は大学教授として教育政策や学術、文化の諸領域にわたる研究を行っておられ、同時に国や地方公共団体の教育行政進展にご尽力されております。

このような、教育を含め各方面に豊富な知識と経験を有し、第一線でご活躍されている方

をお迎えできましたことは、我々にとって大変喜ばしいことであるとともに、より一層緊張感を持って議論に臨まねばならないと、気持ちを新たにしているところでございます。

それでは、中西委員より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中西委員 改めまして、中西と申します。よろしくお願いいたします。

ご紹介いただきましたように、今は玉川大学の教育学部で教員をしておりますが、2016年まで読売新聞の記者をしておりました。記者の経歴としては珍しいんですが、33年間のうちの3分の2は大体教育問題をやっていたという、そういう経歴であります。

全国的な教育の動向というのは、今も教育ジャーナリストとしてフォローしているという立場なんですけれども、松戸市の教育に関してはこれからまた勉強させていただいて、何らかの形で、例えば研修であるとか、あるいは学校の子どもたちに何かできることがあればということも考えておりますし、いろんな形でお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。

新しいメンバー構成となりました。スタートすることができます。

先日、山田前教育委員さんもおっしゃられたように、レーマンコントロールではないですけども、それぞれの専門性、あるいはもっと広い視野から、改めていろんな議論をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして教育長職務代理者を指名いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。

これまでは山田前委員を教育長職務代理者として指名しておりましたが、退任に伴い市場委員を教育長職務代理者として指名したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、市場委員を教育長職務代理者として指名することといたします。

次に、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思います。

松戸市教育委員会会議規則第28条の2の規定において、議事進行の一部を教育長が指名する委員に行わせることができるとされております。

議事進行を行う委員につきまして、市場委員を指名したいと思います。委員の皆さん、

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、市場委員を会議の議事進行を行う委員に指名したいと思います。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指定期間につきましては、市場委員の教育委員としての任期が満了するまでとなりますので、念のため申し上げておきます。

では、新たに教育長職務代理者となられました市場委員より、一言ご挨拶をお願いします。

教育長職務代理者 このたび議事進行を行う委員及び教育長職務代理者を拝命いたしました市場です。よろしくお願いいたします。

前任の山田委員は、職業柄か行政文書を比較的読み慣れている方で、我々が理解しにくい案件についても適切に解説しながら、議事進行していただいた姿が印象的でした。私、そこまで配慮できないかと思えますけれども、皆さんと協力しながら活発に議論をしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

また、職務代理者といたしましては、教育長の健康を切に願っておりますので、ご自愛ください。では、よろしくお願いいたします。

◎議席の指定

教育長 ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席いただいている席を議席として指定いたします。ご承知おきください。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件となっておりますが、議案第61号「令和2年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、議案第62号「松戸市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」を提出させていただきたいと思えます。

これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により決を採らせていただきます。

議案第61号及び議案第62号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第61号及び議案第62号を日程に追加の上、議題に追加することに決定いたしました。

本日の議題のうち議案第60号と、ただいま議題に追加いたしました議案第61号は、人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第60号及び議案第61号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第60号及び議案第61号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第60号及び議案第61号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、議案第62号及びその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第62号及びその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、市場教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願いします。

◎議案第55号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進行させていただきます。

初めに、議案第55号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 議案第55号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定

について」。

松戸市文化ホールの開館時間変更に伴い、規則の一部を改める内容をお諮りさせていただくものでございます。

具体的には、2ページ目でございますが、現在の開館時間が午後6時までとなっておりますものを午後9時までと改めさせていただくものでございます。こちらにつきましては、文化ホール全体といたしまして、多様化する市民ニーズに対応を図るものでございます。

施行につきましては、3か月前からの予約となっておりますので、4月以降の対応ということで、7月1日からの施行とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第55号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回この文化ホールが夜9時まで開館になるということは、市民の立場から見ると非常に結構なことだと思います。ただ理由については、多方面のニーズに対応するためということですが、その背景というか、今回これが可能になった、ニーズがあってもなかなか実現できなかったという、いろんな事情もあるかと思うんですけれども、その辺のところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

教育長職務代理者 生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 改正の背景ということについてでございますが、現在文化ホールではギャラリー及び講座室、国際友好ルーム、のほかに、中高生の居場所の事業を行っています。

まず、ギャラリーと講座室につきましては、市民ニーズの多様化の対応として、夜間の講座ですとかギャラリーの展示ができるようにしてまいります。

実際の利用状況は、ギャラリーでは、現在年間3万2,000人ほどの利用がございまして、延長によりさらに利用が図られると考えてございます。また、国際友好ルームにつきましては、主に外国籍の方のための日本語教室などを実施されているものでございます。文化観光国際課の所管でございますが、こちらにつきましても、昼間の就労等の後に教室を利用される方が増加しているというふう聞いておりまして、そちらにつきましても文化ホールの開館延長にて対応ができるものと考えてございます。

中高生の居場所につきましても、実際の中学生、それから高校生、思春期の子どもたちの

対応ということで、平日、特に夕方から夜にかけての利用が、他の施設等でも増えてございますので、そちらの対応も併せて図られるものと考えてございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

伊藤委員 そういう観点からも、市民のニーズに応じていただくということで、非常にいい決定だと思うんですけども、一般の市民の方に、変更になったということがなかなか伝わりにくいんじゃないかと思っておりますので、広報まつどへの広報を含めて、その辺のところをちょっと、きめ細かくやっていただければと思います。

どうもありがとうございます。

教育長職務代理人 広報活動をしっかりやってくださいというご意見でした。ありがとうございます。

そのほかございますか。

中西委員、どうぞ。

中西委員 逆に、時間が延長されることで職員の方の、働く側の体制がどうなるのか、その辺はちょっと気になるので伺いたと思います。

教育長職務代理人 生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 夜間延長に伴う職員体制ということでございますが、現在、受付業務等につきましては、私どもの会計年度任用職員2名で対応してございます。夜間延長に伴いまして予算措置を図りまして、2名増員を図る予定でございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 じゃ、十分な体制を取れるということらしいですね。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

中西委員 はい、結構です。

教育長職務代理人 そのほか、ございますか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 伊藤委員と中西委員がおっしゃったところで、質問というより意見と感想で、中高生の居場所については以前から、6時が閉館なので、少し前からもう帰らなきゃいけないところがあって、少し難しいという意見を運営側から聞いていました。延長されることで、今土日だけの部分が平日も運用できるようになることは、本当にありがたいことだと思いました。

意見で、先ほど中西委員が、職員がサポートでというところでお答えがあったんですが、中高生と大人の方が出入りする中で、少し暗くなっていくときの防犯的な部分で、死角になるところなどはカメラがあるとか、何かそこは要注意をしていき防犯的な部分のところも、よりサポートしていただきながら、開館時間が長くなって多様な利用のニーズが広がるというなと思いました。意見でした。

教育長職務代理者 夜間に延長になるので、より一層防犯体制を気をつけてくださいというご意見だったと思います。よろしくお願いします。

武田委員、どうぞ。

武田委員 直接的なところではないんですが、関連して、恐らく文化ホール以外にも、講座等をやっている場所というのは市内に幾つかございますけれども、そういったところのこういったニーズであるとか変化であるとかというのは、現状はどうなっているのか、この機会に教えていただければと思います。

教育長職務代理者 他の施設の運営がどうなっているかということですね。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 他の施設における講座等の夜間ニーズということでございますが、現在私どもの所管している施設でございますと、矢切の公民館が夜9時まで、それから青少年会館及び分館が夜9時まで開館してございます。

矢切の公民館等については、講座だけではございませんが、夜間利用をしていただいております。そのほか、講座の数としては多くないんですけれども、市民センターでも夜間の開催はしてございます。

ただ、現在の講座内容は、シニアの方が多いいところもございまして、件数といたしましては夜間より昼間が中心とはなっております。来年度に向けて講座の体系も、今見直しを検討し多世代向けの講座を実施するなどの活用を図りながら、他の施設でも展開ができるとよいかというふうには考えてございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか。

教育長 先ほどの伊藤委員さんの質問の中であって、答えの中にあつた、外国籍の増加への対応という面からして、私のほうも日本語教育については、もう新たなシステムを考えていか

なきやいけないという年に、多分来年度はなると思うんですけれども、そういう中で、国際交流協会の方々に、本当にお世話になっているんですが、その辺の変化というのは何か考えておられるんですか。

要するに、時間が伸びますよね、6時から9時という3時間は伸びた部分を、国際交流協会さんとしてこんなふうに使っていかうかなとか、江川さんたちの考え方とか、その辺は動きはあるんですか。

伊藤委員 今、国際交流協会と日本語ボランティア会で共催して、外国人向けの日本語教室をやっているんですが、やはりニーズからいうと夜間の希望が強いです。ただ、会場がなかなか見つからないということもあって、今、夜間については火曜日だけ、明市民センターでやっています。友好ルームは、月曜から土曜まで、いろいろやるんですけれども、全て昼なんですよね。ですから、今後恐らく7月以降、今回こういう決定がありましたので、恐らく友好ルームを使って夜間開校できるんじゃないかなということで、今検討し始めていると思います。

ただ、やはりもう一つ、会場の問題と同時に、先生が、なかなか確保しにくいというのがありますので、会場がアベイラブルになったからといって、一気にわっと広げることにはできないので、そこは調整しながら検討していくということになると思います。

いずれにせよ、友好ルームの夜間利用というのは、恐らくできるのではないかと思います。

教育長 生涯学習推進課のほうでは、3時間の今度のメリットを、ほかの今までやってきた、今までのルーチンというか、今までの事業以外の展開というのは、何か入ってきていますか。

生涯学習推進課長 現在リモートワーク等で都内の勤務が減り地域で暮らされている方から実際のお話で伺っているんですが、これまでは都内にお勤めで帰ってきた場合に、地域の講座ですとかギャラリー利用ができなかったのが、在宅の勤務の場合は、夕方の時間からかなり空く時間が増えるということで、新たなターゲットの講座ですとかワークショップの需要は見込めるというふうに考えております。先ほどございました国際交流協会さんとも、事前に協議をしておりますして、国際交流に関する協働事業を夜間等にもやっていけるように、ご相談はさせていただいているところでございます。

教育長職務代理者 新しい事業展開に向けて準備中だという理解でよろしいんだと思います。ありがとうございました。

そのほかございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第55号を採決いたします。

議案第55号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第56号

教育長職務代理者 次に、議案第56号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは説明をお願いします。

学務課長。

学務課長 議案第56号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

議案第56号では、教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正するものでございます。

初めに、本市パートナーシップ宣誓制度について、簡単ではありますが概要についてご説明をさせていただきます。

昨年11月に、松戸市においてパートナーシップ宣誓制度を立ち上げました。

まず、パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場に必要な費用を分担し、お互いに責任を持って協力していくことを約束した二人の関係です。この制度は、パートナーシップ関係にある方の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書やパートナーシップ宣誓証明カードを交付するものです。これにより法的な効力、婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等が生じるものではありませんが、二人が互いを人生のパートナーとして自分らしく生き生きと生活することができるよう、市が二人の思いを尊重し応援するものでございます。

この制度の導入によりまして、市民や事業者の皆様にも多様なパートナーシップ、家族の在り方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指しております。

そこで、今回の改正でございますが、議案4ページの新旧対照表をご覧ください。

規則第9条における特別休暇の基準を定めた別表9の配偶者の中に、この宣誓制度を利用されている方を含めたことが主な改正点となっております。また、これに併せまして、別表の付表にあります忌引等の休暇についても取得できるように改正しております。

加えて、血族、姻族についての表記を、市長部局の松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の表現に合わせる改正も行っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第56号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 今回の教育職員というところの教育職員というのはどの範囲を、教諭を含むのかとか、どの範囲の部分の方たちを対象としているのかというところを確認したいです。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 市立高校の教員が範囲になっております。

ちなみに、市立の小中学校の教員は県費負担職員となりますので、範囲外ということになります。

以上でございます。

教育長職務代理者 そのほかございますでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今回の規則改正の趣旨自体は非常にいいことだと思うんですが、ちょっとこの表を見ていると、何か非常に分かりにくいところがあって、特に付表5ページの下から6ページにかけてなんですけれども、5ページの一番下の付表の改正前のところで、死亡した者が「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」というのは、括弧書きが以前からこういう形で含まれていたと思うんですけれども、4ページの別表のほうの改正前の配偶者のところには、これは入っていなかったということなんです。

それから、付表の6ページのほうで、今回これを変えられるのは、いろいろ親族の何親等だとかというのは分かりにくいので、個別に、何親等というのはそれぞれ何だというふうにして、分かりやすく書くようにするのが改正理由なのかなというのが、ちょっと教えていた

だきたい。

あと、6ページの改正後のほうに、中段に「配偶者の父母又は父母の配偶者」とあるんですが、ここの配偶者というのに、少し前の括弧書きにあるような、事実上婚姻関係と同様の事情にある者といったような言葉は、ここには入れられなくていいのかなというのが、ちょっと気になったんですけれども。

すいません、細かいところばかりで。

教育長職務代理者 1番目は、もともと事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むと書いてあるんですけどもということですか。

伊藤委員 つまり、一番最初の点は、5ページの一番下のところに、配偶者に括弧してこう書いてありますよね、届出をしないが事実上云々と。それが改正前の部分にも、既に改正前からこういうのは入っていたのかなというのがちょっと気になったんですけれども。

だから、この括弧書きのものは、今回全部新しく入れられたのかと思ったんですが、パートナーシップ云々というのは今回新しく出てきたことだと思うんですけれども、事実上婚姻関係にある云々というのも、前からこういう言葉としてはあったのかなということをやっと確認したい。

教育長職務代理者 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むという言葉が改正前からあったかどうかで、それはパートナーシップとどう違うのかということですか。

教育長職務代理者 教育企画課長補佐。

教育企画課長補佐 別表、付表の左側のほうが以前からのもので、それを右側に変えるということで、以前から「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」は入っております。それにパートナーシップの宣誓をしたいという方を加えたということで。

伊藤委員 じゃ、なぜ4ページの改正前のところの配偶者の出産とか、そういったところの配偶者のところに、届出をしないが事実上婚姻関係にある云々というのが、なぜ入っていなかったんですか。

この別表の付表の、この死亡した者のところだけに以前から入っていたんですか。

教育企画課長補佐 そういうことになります、この表記からいきますと。

教育長 付表だからそこまで書いたということだよな。

教育企画課長補佐 ということだとは思いますが。

付表だからそこまで書いてあったというところで、死亡した者の付表というところなので、恐らくそこまで表記があったのかなと思います。

ちょっと過去のことなので、すぐに詳しいことが分からないので申し訳ございません。

伊藤委員 それで、今回は、この4ページの部分のところも含めて、改正する場合には全部、この届出はしないが事実上云々というのを、全部入れるということなんですね。

教育企画課長補佐 はい。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 あと、何親等とかという表記ではなくなった理由ということによろしいですか。

教育企画課長補佐 教育企画課長補佐です。

委員おっしゃるとおり、分かりにくい表記であるので、市長部局のほうでも以前に変えたということを聞いておまして、今回の改正に当たって表記のほうも分かりやすく、こちらも併せて変えるということです。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 あともう1点、何でしたっけ。

伊藤委員 あと、6ページの右側の改正後の表記で、上から7行目ですか、ちょっとこの欄というところ。この7行目のところに、それ以下に配偶者という言葉が二、三か所出てくるんですけども、この配偶者の中には、この括弧書きは入れなくてよろしいんですかということなんですけれども。

教育長職務代理者 配偶者のところには、パートナーシップは入らないのかというお話ですね。

伊藤委員 そうですね、パートナーシップか、あるいは、届出をしないが事実上婚姻関係にあるというのここには入らないのかなということですが。

教育企画課長補佐 5ページの付表の改正の部分のところ、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップの宣誓をした相手方を含む。以下同じ。）」と書いてありますので、配偶者と書いてあるところは全てこれを含んでいるということと解釈いただければと思います。

伊藤委員 5ページの一番下に「以下同じ。」と書いてあるので……

教育企画課長補佐 別表、付表の配偶者というのは、ここを全て含んでいるということです。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

伊藤委員 ここに「以下同じ。」と書いてありますね。これで読めと。

教育企画課長補佐 そうということだと。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

中西委員、どうぞ。

中西委員 先ほど、教育職員は市立高校だけが対象だというご説明だったんですが、県の動向とか、周辺の自治体がこういう動きがあるのかどうか。もし把握されていれば、お聞きしておきたいです。

教育長職務代理人 学務課長。

学務課長 県内では、本市と千葉市の2市でございます。全国では2020年12月現在、66自治体で制度化されているということでございます。

以上です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。今のお話は、パートナーシップ制を、そういう制度を宣言している市町村がそれだけ、千葉県内では千葉市と松戸市だけという話ですか。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理人 そのほかございますか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 今の中西委員の質問と少し重なるかもしれないんですが、県の教育委員会は、このようなパートナーシップ宣言や、そのような形のと看に、ほかの都道府県の小学校や中学校の、県費配置の中での先生たちは、今認められているのかどうかというのは分かるでしょうか。もしくはそういう動きがあるのでしょうか。

教育長職務代理人 いかがでしょうか。

学務課長。

学務課長 全てちょっと勉強して、県の動向が今どうなっているかについて、申し訳ないんですけども、ちょっと把握はしておらないですけども、当然県のほうが、もしこういうものを採用すれば、それが県費の職員にも適用されていくことになると思います。ただ、現状ではそういう動きがあるかについては、ちょっとこちらのほうでは今の時点で把握しておりません。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。とても大切なことなので、一人でも多く多様性が認められていくことで、先ほど言った家族の在り方とか、自分らしく生きるとか、そういうところがとても大切になりますし、お子さんに関わる人たちの幸せというのが、子どもの幸せに直結しているなと思うので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見だと思います。

都道府県単位でパートナーシップ制を宣言しているところは、恐らくないですよ。東京都の区とかはあるということ。

そのほかございますか。

武田委員、どうぞ。

武田委員 この取組については、本当にますますやっていただければと思うんですが、今聞いていて、やっぱり1つ気になってしまったのが、1親等、2親等、3親等という表記が難しいとか分かりにくいというのが、世代のせいでしょうか、全くのみ込めなくて。これ、市のいわゆる、規約の全てにわたって、こういう変化がこれから起きるといふふうに思っているのか。

これ、すみません、本当の純粋な気持ちで不思議に思っているの、意見として述べさせていただきます。

教育長 私も元社会科の教師としては、ちょっと納得できません。

武田委員 難しいですかね。

教育長 難しいといたって教科書で教えていますから。

武田委員 ましてや、この相続云々というのにかかわらないというのが、すごくパートナーシップ制のところで一番、家族という単位を考えたときに大事にしなければいけない部分が、形どおりだけになっていて、現実的にはどこまで機能していけるのかという点において、これからの課題が物すごく大きいなというふうにしたのが現実。忌引云々の日にちとかというのは日々のことなので、大事ですけれども根幹ではないような気がしています。

そういったことに関わってきたときに、山田委員がいたら、一番いろいろご存じなんでしょうけれども、1親等、2親等、3親等って誰しも、相続云々ということが起きたとき等に、色々なシーンで出てくることなのに、こういうところで消してしまうことが、果たして本当にいいのかどうか。すごく不思議な気持ちで拝見していました。

特に反対ということではないんですけども、こういう傾向が正しいのかどうかについては、気持ちとしてはちょっと納得できない感じは、私の中にはあります。

以上です。

教育長 私にもあります。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 先ほど市長部局の表記に合わせたというお話がありました。教育委員会は教育委員会で、また別であってもいいとは思いますが、そういう背景があるんだということです。何親等という表記がなくなっていくことが嘆かわしいというご意見だったと思います。ご意見ありがとうございます。

そういうご意見もありましたが、議案についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、これより議案第56号を採決いたします。

議案第56号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第57号

教育長職務代理者 続いて、議案第57号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いします。

指導課長。

指導課長 議案第57号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市いじめ防止対策委員会条例第3条及び第4条第1項の規定により、別紙の者を松戸市いじめ防止対策委員会委員に委嘱することについて、承認を求めるものでございます。

提案理由は、松戸市いじめ防止対策委員会委員の任期満了に伴い、松戸市いじめ防止対策委員会委員を委嘱するためでございます。

任期については、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

8ページの資料、松戸市いじめ防止対策委員会名簿をご覧ください。

適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するという観点で、専門的な知識及び経験を有する第三者からの選定ということで、この5名の方に委嘱したいと考えております。

初めに、嶋崎政男氏は、東京都の公立中学校長を歴任され、現在は神田外語大学客員教授、日本学校教育相談会前会長、現名誉会長、日本スクールカウンセリング協会前副会長、現顧問を務めておられます。学校カウンセラー、上級教育カウンセラーの資格もお持ちです。生

徒指導、教育相談やいじめ問題に関する著書も多数執筆され、これまでの経験を基に率直なご意見をいただくことで、松戸市のいじめ防止対策をさらに実効性のあるものに高めていただけるものと期待しております。

次に、中山理氏は、麗澤大学からの推薦をいただきました。麗澤大学の前学長です。現在特任教授として道徳に対し専門的知見を有しておられます。麗澤大学では幼稚園から大学までの教育を展開していることから、教育現場の状況や課題を踏まえ、いじめの背景となる学校や学校を取り巻く環境、地域の課題等も把握されていると考えます。さらに国際的な視点からもご意見がいただけると期待しております。

次に、佐藤悠里氏は、ユーカーリ総合法律事務所に勤務される弁護士で、千葉県弁護士会から推薦をいただきました。佐藤氏は日本弁護士連合会子どもの権利委員会の委員として活動され、いじめ、体罰、校則、懲戒処分など学校生活における子どもの人権問題等、様々な課題に取り組んでおられます。この委員会においても、その専門性を生かして具体的にご意見をいただけると考えております。

次に、都丸けい子氏は、聖徳大学、聖徳大学短期大学部の心理・福祉学部心理学科講師を務められ、教育臨床学、学校心理学に対し専門的な知見を有しておられ、聖徳大学から推薦をいただきました。臨床心理士、学校心理士として児童・生徒や保護者の気持ちに共感し、児童・生徒や保護者との対応をするスキルを有しておられます。子どもの発達段階に応じたいじめ対策へのご意見がいただけると考えております。

最後に、鵜田由紀子氏は、現在松戸市人権擁護委員として活躍されております。千葉県人権擁護委員連合会から推薦をいただきました。広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解をお持ちになっており、人権擁護委員という立場から貴重なご意見をいただけるものと考えております。

なお、嶋崎委員、中山委員、佐藤委員、都丸委員の4名は継続、鵜田委員が1名は新規の委嘱となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第57号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

いじめ防止対策委員会の先生方には非常に積極的に活動を行っていただいて、我々も一回、嶋崎先生の授業を拝見したりして、非常に勉強になることも多いし、本当に精力的に活躍さ

れていただいていると思います。

いかがでしょう、よろしいですか。

鴫田委員は松戸市人権擁護委員会からということで、前任者の方も同じ人権擁護委員会からでした。その中で今度、委員が交代になられたということですがけれども。

山形委員。

山形委員 質問というより、また意見、感想みたいな形です。

先日、人権擁護委員の方と直接お話しする時間をいただきました。一般市民の方が法務大臣に任命されて、どのような形でなるかというお話を聞く機会をいただきました。人権について数多くの研修を受けられて、とても勉強できるのと、またそれが生きがいになって、かなりご高齢というか、退職された方などが活躍されているのが中心だとお話も聞きましたし、中には人権擁護の中でも弁護士さんとか、専門家の方もいらっしゃるというような形で、前任の方とお話をすることができたので、また改めて人権擁護の視点から子どもの権利で意見をしてほしいです。日本独特な文化というか、親の言うことに従うような風潮というか、上に立つ者の意見を聞くのは大切なんですけど、何となく対等というのに慣れていないという部分を感じます。子どもの意見をもっともっと抽出するときに、人権擁護の部分でも、新規に入っていた鴫田さんが活躍していただけることを期待しておりますし、いじめ対策委員会のほうの資料なども目にする機会があるたびに、丁寧な聞き取りや膨大な資料を作成していただいたりなども、大変な部分もありながらも、この専門家の方たちに、これからも松戸の子どもたちの心の安定のため、学校の暮らしのために頑張っていただきたいと、心から思いました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご解説と感想、意見をいただきました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか、特に。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第57号を採決いたします。

議案第57号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第57号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第58号

教育長職務代理者 続いて、議案第58号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは説明をお願いします。

教育財務課長。

教育財務課長 議案第58号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

議案第58号では、松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正するものでございます。

初めに、本議案の趣旨及び概要についてご説明させていただきます。

教育長職務代理者 当日資料でよろしいですね、これは。

教育財務課長 そうです、すみません、当日資料になります。

内容ですけれども、令和3年4月1日より事務の効率化及びペーパーレスなどを目的に、現在、全庁で使用している文書管理システムに新たに電子決裁機能を追加することに伴い、松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正するものです。

それでは、本議案の説明をさせていただきます。

10ページから12ページ、改正前、改正後の対照表をご覧ください。

まず、公文書取扱規程の改正すべき条項、内容については、第6条から第28条を対照表に示したとおり変更するものでございます。

理由といたしましては、現在決裁については紙で起案用紙を出力した後で、決裁者一人一人に持ち回りし、起案用紙の所定の欄に承認の押印をしておりましたが、原則として令和3年4月1日から、新たに電子決裁の運用開始に伴い、押印を廃止することによる改正となります。

なお、例外として、決裁者に外部の委員など電子決裁システムの利用ができない者がいるときの文書については、従前のおり用紙等の取扱いとなるものでございます。

12ページ以降にあります同規程の、第2号様式及び第7号様式から第12号様式までの様式につきましては、特殊文書処理簿等の「取扱者印」欄を「取扱者」欄に変更し、また第5号様式につきましては起案者及び文書管理者の押印の廃止をするものでございます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

では、議案第58号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょう。なかなかこういう文書は、我々は読み慣れていないところですけども、

ペーパーレス化をしていきたいと思いますというお話は、数年前からあったと思いますけれども、それに伴って規程の一部が変わるということだと思いますが。

武田委員、どうぞ。

武田委員 すみません、本当に見慣れない一人でございますが、旧のほうによく出てくるのが、「取扱者印」というところが「取扱者」になったり、文書管理者の丸で印というところが印がなくなったりということは、つまりサインでよくなったというふうに理解してよろしいですか。

教育長職務代理者 教育財務課長。

教育財務課長 電子決裁機能を追加したことによりまして、今まで紙で押印していたものを、そのシステム上で決裁を確認したということで、もう既に押印が必要なくなりましたので、システム上でもう、確認ということが一目瞭然に分かるようになったということです。

武田委員 でも残しているということですか。

教育財務課長 今、平成29年からこの文書管理システムを導入しているんですけども、登録した後に用紙で打ち出しまして、それを起案を、決裁を今回して皆さんに承認いただいているところですけども、今度は印刷をしないで、そのシステムの中で、もう内容を確認できるような形になる機能でございます。

武田委員 また変わるということですか。

教育長職務代理者 恐らく文章も分からないし、その文書管理システムで決裁をするということのイメージが、多分なかなか湧かないんですけども。ペーパーレスですよ。

教育財務課長 そうです、ペーパーレス化になるんです。今までシステム登録して打ち出していたものが……。

武田委員 何で、じゃ、これが必要なの。印というところが消えたよというのも、一々出さなくてはいけない。でも、打ち出すことないでしょう。

教育財務課長 一応、起案した方が、それを決裁者の方を選択しまして、その方たちが内容を確認できて、見たということでの機能が追加されていると。

教育長 そこにこうやって1人ずつ印を押しますよね、それが紙で出てきて。その辺をもう画

面の中だけで処理ができるようにという。

教育財務課長 第5号様式。

武田委員 これは紙になっていないということですね。

教育財務課長 はい。第5号様式で今までは紙で回していたものに押印をしていたわけですが、その内容がもうシステム上で確認できるということになります。

武田委員 じゃ、このシーンのところは画面上で見ている状況だとして、この管理者のところは、何かチェックとか入れるとか。

教育財務課長 システム上のところでチェックというか、するような形になります。

武田委員 はい、ありがとうございます。すみません、全くイメージできていませんでした。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

こういうシステムは、市長部局と教育委員会で統一されたものでよろしいんですけど。

教育財務課長 そうです、全庁的に、使われています。

教育長職務代理者 武田委員、どうぞ。

武田委員 すみません、本当に分かっていなくてごめんなさい。

添付ファイルを上げたところで、もう、見たという確認が取れるみたいな、そういう形になっているということですか。

教育長職務代理者 いや、上げたところじゃないですよ。ちゃんと中身をチェックしないといけない。

教育財務課長。

教育財務課長 決裁の、先ほどの起案文書と同じように、案件の内容が全て見られるようになっていて、添付ファイル資料につきましては、また別に内容を確認できるような機能になっていて、要は起案用紙と必要な書類につきましては、システム上で確認できるような機能になっております。

伊藤委員 ちゃんと中身を見て本人が何かチェックをするような形で開けて、見たという確認になるということなんですね。

教育財務課長 そうですね、決裁者の名前が一人一人出ておりまして、そこで決裁者の方が自分のところに、確認をしたとボタンをぽちっとするところがあります。

武田委員 ありがとうございます、フォローしていただいて。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 11ページなのですが、19条の（3）で、起案は文書管理システムで行う、ただし、これによるのが困難な場合は、用紙を用いて処理することができるかとありますが、どういふ場合にはこれは困難というふうに、何かその辺のところの基準というか、起案者が、これは難しいから私はやめますという、そういう勝手な判断はできないんだろうと思うんですけども、その辺はどういうふうに、何か基準みたいなものはあるんですか。

教育長職務代理者 教育財務課長。

教育財務課長 基本的に全て電子決裁での処理になるわけですがけれども、例外となる文書という事で、冒頭ちよつとご説明させていただきましたが、決裁者に外部の委員の方など、電子決裁システムを利用できない方がいる場合に、このような従前の取扱いで対応するという形で考えています。

伊藤委員 そうすると、かなり限定的ということですか。

教育財務課長 はい。

伊藤委員 じゃ、もう普通の内部の職員の方は。

教育財務課長 基本的にはもう全て、はい。

伊藤委員 基本的には、そうなんですか。分かりました。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

（発言の声なし）

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第58号を採決いたします。

議案第58号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第58号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第59号

教育長職務代理者 続いて、議案第59号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第59号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」のご説明をいたします。

議案書13ページをご参照ください。

この配偶者同行休業制度につきましては、国においては平成26年2月から施行されたところですが、本市については本制度を必要とする事案がこれまで確認されてこなかったことから、制度導入には至っておりませんでした。

今後につきましては、本制度を必要とする事案が発生する状況が多分に予定されますことから、有為な人材が流出してしまうというようなことを防ぐため、この制度を導入することといたしました。

それでは、具体的な改正する箇所について説明させていただきます。

14ページからの、改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

第1条は、教育委員会事務決裁規程の共通事項（人事関係）の表中、専決事項の「育児休業の承認」を「休業の承認」と、今回の配偶者同行休業に対応できる旨の字句の変更を行いました。

次に、15ページをご覧ください。

第2条の、松戸市立高等学校職員服務規程につきましては、第10条の3として、配偶者同行休業の項目を追加させていただきました。

変更箇所については以上になります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第59号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 これは流れなんだろうけれども、教員免許の継続について、これには配偶者についていくということに対して、どのぐらいの期間までは可能なのかとか、そういったことが一切書かれていないんです。例えば、ある一定期間で一度戻ってこなければいけないとか、あるいは休業中の継続の仕方ですね、そういったものについて、何らかの定義があると思われまので、ご説明いただければと思います。

教育長職務代理者 休業期間の長さということだと思いますけれども。

それからその間に免許の更新とかがあった場合にどうするのかという、ちょっと懸念もあ

るといことですか。

武田委員 そうです。何年外国と一緒にいくというようなことに関して、一切書いていないので。

教育長職務代理者 その辺いかがでしょう。

教育企画課長。

教育企画課長 まず、1点目の年数の関係であります。上位法で、3年を超えないという形になっております。

それから、2つ目のご質問の、免許等の申請等ということがございましたが、こちらのほうは、県のほうに延長申請を出していただいて承認された場合、その部分が延長されるというふうに聞き及んでおります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 今、この議案は外国と限定されているのですが、例えば転勤で北海道だとか九州だとか、日本国内だけでも、同行しなければいけないという部分になったときとかはどうなるのかなど、今ふと疑問に思ったのですが。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

教育企画課長。

教育企画課長 現行規定では、国内は認められておりません。諸外国という形になっておりますので。

山形委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 それは、国がそう決めているからそれに倣ったということですか、今のお話は。

教育企画課長。

教育企画課長 上位法、地方公務員法で規定されております。

教育長職務代理者 いかがでしょう。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

では、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第59号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第62号

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり議事日程を変更し、秘密会の前に、議案第62号「松戸市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第62号「松戸市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

この議案第62号では、松戸市教育財産管理規則の一部を改正するものでございます。

初めに、本議案の趣旨及び概要についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和4年度の松戸市総合計画の策定に合わせた組織再編の中で、教育財務課と教育施設課の2課を学校との連携の観点から、令和3年度に先行して生涯学習部から学校教育部への移管として、3月定例の教育委員会会議において、教育委員会事務局設置及び組織に関する規則、教育委員会公印規則及び教育委員会事務決裁規程、教育委員会公文書取扱規程の改正についてお諮りをしたところでございます。

この2課の移管に伴い、教育財産管理規則についても改正する部分がありましたので、追加で議案を提出させていただくものでございます。

それでは、次のページの、改正前、改正後の対照表をご覧ください。

具体的には、教育財産の保険につきまして、主に教育施設課にて業務を行っているところでございますが、生涯学習部から学校教育部へ移管されることに伴い、生涯学習部長から財産管理者へ手続の通知を財産管理者から生涯学習部長の字句を変更するものでございます。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第62号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

その財産管理者というのはどの方をいうのか、よく分からなかったんですけども。財産管理者というのはどういう方なんですか。

教育企画課長。

教育企画課長 生涯学習部長が財産管理者という形になってございました。ですので、それについては内容は変わりませんが、表現が、生涯学習部長というか、財産管理者という表現を使いますので、職名を使わずに財産管理者という表現を使うという形になっています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうすると、その3の財産管理者云々かんぬんで、その旨を生涯学習部長に通知しなければいけないというのは、これは一体どういうことなんでしょうか。

教育企画課長。

教育企画課長 非常に分かりにくいというか、事務的なお話で申し訳ないんですが、例えば例を挙げますと、例えば市長が市長に対して何か進言をするとか、事務手続を行うとか、そういうものがこういう規則の中にたくさんありまして、例えば、これでいうと、財産管理者は今生涯学習部長が担っているんですが、その財産管理者という表現が残っているので、財産管理者と生涯学習が一緒であっても、同じ同職の者がその者に対して申請を行ったりというようなことが多々出てきまして、一本化すれば一番分かりやすいんですが、職責と職名が分かれていたりしますと、同一の権限を与えられている者が同一の者に対して出すというような、すみません、非常にこれは役所の中というか、そういうものがいろんなところに混在しておりまして、こちらの整理がちょっとまだできてはいないんですが、今、こちらの大本を変えるまでにはまだ及びませんので、大変分かりにくくて申し訳ないんですが、自分が自分に物を申したり申請をするというようなシステムがどうしても残っていますので、こちらについては今後また課題にはなるのかと思いますが、現状では、ちょっとそこがまだ直すまで、全体としての、行き届いていないというところが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。よく分かりました。

いかがでしょうか。そういうことが分かれば、比較的形式的な変更なのかなという気がしますけれども。いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたし

ます。

これより議案第62号を採決いたします。

議案第62号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第62号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 続いて、その他に移ります。

事務局より何か報告はありますか。

生涯学習部長。

生涯学習部長 今回の3月21日でコロナの緊急事態宣言が解除されて、3月22日から解除されたわけですが、その関係で、私どものほうで所管しております施設等の運用について変更が生じたので、1点ご報告をさせていただきたいと存じます。

お手元のほうに資料、一覧表でご提示させていただいておりますが、前回同様赤字で、変更している部分については記載しております。

今まで緊急事態宣言下におきましては、基本、緊急事態宣言の中でもうたわれておりましたように、20時以降の使用といったものを原則として各施設それぞれ規制をしておりました。それが今回、宣言が解除され、一応21時以降の外出ということが今うたわれておりますので、基本的にはそれぞれの施設、21時までの運営ということで、基本的なことといたしましては、大体21時までがもともとの開館時間でおりましたので、その時間に戻すという形の運用になっております。ただ、森のホールにつきましては、10時までの運用というのがこれまでの通常行っていた体制でおりますので、これについては21時までというような運用になっております。

ただ、実際の使用におきましては、今までの制限といったものは、やはり感染対策といったことをしっかりとやっていかなければいけないということは、まだ継続しておりますので、基本的には今までの運用と同様の形で継続するというような形での対応ということで報告させていただくものでございます。

それと、あともう1点、コロナの陽性者といったものが、先ほど文化ホールのことが議題としてご説明させていただきましたけれども、この文化ホールの受付をしております会計年

度職員の方1名が、陽性反応が出ました。ただ、これについては、担当部署ともいろいろと相談したところ、基本的には月曜日の夜に発症しております。それで、土、日ということは勤務になっておりませんので、文化ホールの中での濃厚接触、あるいは市民に対しての濃厚接触等はないということで、特に施設については閉鎖しておりませんし、また消毒等についても適宜しておりますので、影響がないという判断の中で、運用については通常のとおり運用しているということで対応しているところでございます。

雑駁ですけれども、以上が生涯学習部に関連した施設等々についての、コロナ禍に対する対応でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 学校の現状でございます。3月11日以降ですけれども、学年閉鎖並びに休校の状況としましては、小学校が2校、中学校1校、合計3校でございます。

その中で、小学校1校については、松飛台第二小学校のほうで3月16日、児童1名、変異ウイルスに陽性ということが判明しました。感染経路としては家庭内感染で、父親からの感染ということでございます。

それを受けまして保健所と相談しました結果、PCR検査について児童、教職員合わせて97名、これは当該学年の児童、それからクラブ活動に該当する児童が参加していた関係で、他学年も含めてになります。合わせて97名のPCR検査を実施しました。

その結果、全員が陰性ということが判明しましたので、休校期間は3月17日と18日の2日間、19日には解除という形で学校のほうを再開しております。

卒業式が3月18日、予定されておりましたが、そちらのほうは延期をしまして3月23日に実施しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か委員の方からご質問とかありますか。よろしいですか。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さんから何かご報告などございましたら。

中西委員、どうぞ。

中西委員 いわゆるGIGAスクール構想の関係なんですけれども。

ホームページ拝見してましたら、1人1台の配布は、これホームページ上であまり見な

い表現ですが、土日を含め全速力で整備に当たったみたいな表現がありまして、3月1日から利用可能になったというようなことも書かれていますし、その後の情報発信も熱心にされているというのは分かるんですけども、もう一つ心配なのは、高速ネットワーク環境のほうなんです。

その点の、これ4月に入って以降、何らかのトラブルが起きるんじゃないかということが、全国的にもそういう懸念は耳にするものですから、そういう点でどういうふうに備えていらっしゃるのか、あるいは、支援員の体制がどうなっているのか、そのあたりのことを今お答えいただける範囲でお聞きできればなと思います。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 まず、土日全力でということにつきましては、工事関係、整備については平日だけではなく、今回年末年始の休業中も利用して、工事を行ったり配備を行ったりというようなことがございます。

それから、高速ネットワーク環境化につきましては、全て一応工事は終わっておりまして、デモで各学校で動かしてございますが、現在のところ大きなトラブルがあるということの報告は受けておりません。

また、本市につきましては推進研究指定校ということで、年内からそういう指定校については優先的に学校に整備をしまして、様々な諸課題や今後の利用方法、または小学校1年生から中学校3年生まで一人一人が使いますので、発達段階に応じた使い方や使い方のルールなど、文科省から規定のルール等が出される前から、想定される様々な事案を各研究校でいろいろなことを実験、実験というか実証を行いながら、今年度4月1日から全校一斉開始という形になると思います。

ですので、委員ご心配の各学校が一斉に、例えば同じ時間に、約3万4,000台、市内にタブレットがありますので、それが一斉に動かしたときに大きな障害が起きるかどうかということも懸念はされるんですが、一応そういったメーカーや関連工事をやった工事関係者のところに問合せすると、そういった通信網についてのトラブルは起きないというようなことを言っておりますが、もしトラブルがあった場合についての対応ということで、現在、本教育委員会内にもヘルプデスクということで、各学校からのトラブルについての窓口があるんですが、今回このG I G Aスクールの導入に際しましては、そこを新たに2名から3名、新たに業者の専門家を委託をいたしまして、そちらのヘルプサポートデスクの強化や、各学校のトラブルの対応というところの体制を取るとともに、各学校のそういう支援ということで、

I C T支援員のほうも各学校に巡回をさせたりとかしながら、各学校のトラブルやご意見、そういったものを収集しながら、各学校のトラブルやご意見や使い方なども集約しながら体制を整えて、実施をしていきたいというふうに考えており、来年度の予算もそういった形で、先日の3月議会でも予算的には承認をされておりますので、そういった体制で4月から臨んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

中西委員 はい、安心しましたけれども、想定外のことというのはやっぱり起きてもおかしくないもので、そのあたりのことをまた、例えば集約されたら何らかの形で報告をいただくとか、トラブルとかですね、そういうようなこともお考えいただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 僕、今初めて聞きましたが、G I G Aスクールで一気に通信量が増えると、通信網に影響が出るかもしれないと懸念されているという話なんですか、さっきの話は。

教育企画課長 これ全国的な話になりますので、当然その通信網の中では、それに対応するような高速ネットワーク化という部分でのものは、各企業のほうがやっばいしていると思うんですし、やるということ、大丈夫だということで事業は進めています。今、例えば、じゃ本当にそういうことが大丈夫なのかというところになると、実際どういうふうなトラブルが起きるかは分かりませんが、現在数校で動かしている中では、特にトラブルはないんですが、これが全国的に一遍にこの通信網を使ったときに、どういうふうになるかというのについては、我々のほうでは計り知れないんです。その事業の中の国等の見解については、ネットワークについての整備はできているというところでのお話を伺っています。おっしゃるとおり私も心配なところはその辺、開けてみたらダウンしてしまうということが絶対ないのかと言われると、今自信持って大丈夫ですとは言いきれませんが、ただ問題は起きないだろうということは一応伺っておりますが、もし起きた場合の対応については、我々のほうとしても今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

じゃ、ありがとうございました。

◎議案第60号及び議案第61号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第60号「松戸市教育委員会職員の人事について」、議案第61号「令和2年度人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これらの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員と傍聴の方はご退席をお願いします。

議案第60号は、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課課長補佐、教育企画課主査。議案第61号は、学校教育部長、学校教育部審議監、学務課長。以上でございます。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員及び傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第60号及び議案第61号につきましては、原案どおり決定いたしましたことを報告します。

本日予定していた議題は以上です。それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 事務局からの連絡というのは何かございますか。

(「特にございません」の声あり)

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和3年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員